

告 示

埼玉県告示第千八百八十三号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

令和四年十一月四日

埼玉県知事 大野 元裕

病院		撤回日
名称	所在地	
医療法人三愛会三愛会総合病院	埼玉県三郷市彦成三丁目七番十七号	令和四年十月三十一日